

蘇我入鹿殺害事件をめぐる

皇極紀の記事

奥田 尚

はじめに

『紀』によれば六四五（皇極四）年六月二日、中大兄・中臣鎌子らは、皇極と古人大兄の眼前で蘇我入鹿を殺害した。いわゆる「乙巳の変」あるいは、「乙巳のクーデター」などとも呼ばれる。本稿では蘇我入鹿殺害事件の前後の『紀』の記事について、次のような視角から検討を試みたい。

『紀』はいうまでもなく問題の多い歴史書である。編纂された歴史書は、編纂の時点で原資料がどの程度存在していたか、またその原資料は記録という視点から見てどの程度の客観性があるのか、などを前提として検討されなければならない。

日本古代史研究の場合、八世紀の歴史書『続日本紀』

が、一部には問題があるものの、きわめて客観的と見える記事の羅列と見受けられるために、各記事の成立事情をほとんど考慮することなく、各記事の客観性は保証されているとみなして、「実証」的研究が盛んに行なわれてきた。『続日本紀』の場合には、大量の木簡が発掘されるに及んで、各記事の成立事情をいやおうなく意識しなければならぬ状態になっているものの、まだまだそうした角度からの分析は不十分ではないかと思われる。

それが、記事自体を見ても、その客観性に問題を感じざるを得ない『紀』であるのに、五世紀以前はさておき、六世紀以降についてはほとんど『続日本紀』に等しい程度にしか、記事の成立事情が考慮されてこなかったのではないか。六世紀以降も『紀』の場合には、むしろ文学作品としてとらえ、その各記事は成立事情にまでさかのぼって慎重に検討しなければならないのではないか。

こうした認識からできるかぎり、『紀』の成立時点にさかのぼって、各記事の事情や配置を考える方法で、入鹿殺害事件の前後を検討してみたい。

一 皇極紀三年六月三日条

皇極紀四年六月一二日条には入鹿殺害後、中大兄は法興寺に入り城(き)としたこと、入鹿の遺骸を蘇我蝦夷に与えたこと、漢直らが蝦夷を支援するために集ったこと、中大兄は巨勢徳太を派遣して集合した漢直らを説諭し、武装解除させ解散させたことなどが記される。

続く六月一三日条には、蝦夷が殺害されるに際して「天皇記・国記」や珍宝を焼き、船恵尺が焼かれる「国記」を取って中大兄に捧げたこと、蝦夷と入鹿の屍を墓に葬ることが許されたこと、これより先に流行した三首の「謡歌(わぎうた)」の解釈などを記す。この三首の謡歌は、皇極紀二年六月是月条に載せられている。

皇極紀は六月一三日条に続く一四日条、皇極の軽皇子への讓位と中大兄を皇太子としたことを記す簡単な条で終わる。孝徳紀は即位前の皇極四年六月一四日条に、物語的な長文の記事を載せて、中大兄ではなく軽皇子が即位した事情を説明する。同日条には即位儀式に関する記述、新政府の中枢部の人事も記される。六月一五日条には「金策」(金泥で書いた冊書)を阿倍倉梯麻呂と蘇我山

田石川麻呂に賜ったことが記され、六月一九日条には孝徳、皇極、中大兄らが群臣を大槻の樹下に集め天神地祇と盟約し、盟約させたことが記され、皇極四年を改めて大化元年としたことが載せられている。『紀』のいうように六月一四日に即位の儀式があったのだとすれば、『紀』の原則からすれば六月一五日条は、孝徳紀として新たに孝徳元年が建てられるべきである。しかるに同六月一五日条は単に「辛亥」とあり、続く六月一九日も「乙卯」とあるのみである。

つまり「乙卯」皇極四年六月一九日・孝徳元年六月一九日までは、皇極四年六月庚戌(二四日)条と連続した記述であり、一連の史料であることになる。そのことは大化改元記事に「天豊財重日足姬天皇(皇極)の四年を改めて大化元年とす」とあることに、何よりもよく示されている。そうしてその皇極四年六月庚戌(二四日)条は、皇極紀四年六月己酉(二三日)条・六月戊申(二二日)条と一連の史料であることも自明である。逆にいえば、入鹿殺害の六月戊申(二二日)条から大化元年改元の六月乙卯(一九日)条までは一連の史料なのであり、入鹿殺害の舞台装置となる「三韓表文」の由来を記す六月甲辰(八日)条も同じく一連のものである。

先にも触れたが六月一三日条の三首の謡歌は、皇極紀三年六月是月条の記事をうけているのである。六月一三日条の謡歌の解釈のうちの第二のものは次のようになっている。

第二の謡歌を説(と)きて曰はく、「その歌に『彼方(をちかた)の、浅野の雉(きぎす)、響(とよも)さず、我は寝(ね)しかど、人そ響(とよも)す』と所謂(い)ふは、これ上宮王らの性(ひととなり)順にして、都(すべ)て罪あることなくして、入鹿が為に害されたり。自ら報(むく)いずと雖(いへど)も、天の、人をして誅(きざし)むる兆(きざし)なり」といふ。

ここに『紀』の編者が、時の人の解釈として記していることは、入鹿が罪のない上宮王(山背王)らを殺害したために、天は入鹿を誅させたという因果応報関係である。このことから見て、『紀』の編者が、入鹿らが山背王らを殺害したと、入鹿が殺害された事件を、因果つまり一連の事件として構想していることは明らかである。

皇極紀三年六月三日条には、次のような記事がみえる。志紀上郡、言(まう)さく、「人ありて、三輪山にして猿の昼(ひる)睡(ねぶ)るを見て、竊(ひそ

か)にその臂(ひじ)を執(とら)へて、その身を害せず。猿なほ合眠(ねぶ)りて歌(うたよみ)して曰はく、

向(むか)つ嶺(を)に立てる夫(せ)らが
柔手(にこで)こそ 我が手を取らめ 誰(た)
が裂手(さきで) 裂手(そも)や 我が手取らずも
や

その人、猿の歌を驚き怪(あやし)びて、放捨(す)てて去りぬ」とまうす。此(これ)は是(これ)、数年(あまたのとし)を経歴(へ)て、上宮王らの、蘇我鞍作が為に、胆駒山に困(かくま)るる兆(なり)。

この記事の末尾の記述から見て、上宮王ら(山背王ら)殺害事件の直前にあった、入鹿らにより山背王らが生駒山に逃れたことの子兆の記事であることはいうまでもない。入鹿らによる上宮王(山背王)らの殺害事件は、『紀』では皇極二年一月一日条に記されている。上に引用した記事の約半年前に、すでに起きている事件であり、すでに起きてしまっている事件に対し、その事件の「兆(なり)」と記す記事が事件の半年後に載せられていることになる。

最も簡単にこの事情を説明する方法は、『紀』の錯誤

であるとするのである。もとより『紀』には錯誤も多いのであるが、錯誤には錯誤なりの事情があるのでないかと疑ってみることが必要である。

山背王殺害事件を「謡歌」などに注目しながら『紀』にみると、皇極二年一〇月六日条に次のような歌が記されている。

時に童謡（わざうた）ありて曰はく、「岩（いは）の上（へ）に 小猿（こざる） 米焼く 米だにも 食（た）げて通らせ 山羊（かましし）の老翁（をじ）」といふ。〈蘇我臣入鹿、深く上宮王らに威名ありて、天下に振るうを忌みて、独（ひと）り僭立せんと謨（はか）る。〉

『紀』は同年一月一日条に山背王殺害事件をまとめて記す。入鹿による山背王の殺害を聞いて、蝦夷は入鹿の命運も尽きたと歎いたという話を記し、結びとして前引の歌の解釈を次のように記す。

時の人、前の謡（わざうた）の応（こたへ）を説きて曰はく、「『岩の上に』といふを以ては、上宮に喩（たと）ふ。『小猿』といふを以ては、林臣（はやしのおみ）に喩ふ（林臣は入鹿ぞ）。『米焼く』といふを以ては、上宮を焼くに喩ふ。『米だにも 食（た）げて

通らせ 山羊の老翁』といふを以ては、山背王の頭髪（みぐし）斑雉毛（ふふき）にして山羊に似たるに喩ふ。又その宮を棄捨（す）てて深き山に匿（かく）れし相（しるし）なり」といふ。

予兆を示す「童謡」があり、現実の事件として入鹿による山背王殺害事件があり、事件後に「時の人」が予兆の「童謡」を現実の事件と結び付けて解釈した。「童謡」——「現実の事件」——「童謡の解釈」の順であり、これで「謡歌を付す物語」の形は完結している。

また「童謡」と現実の事件との対応関係についても、本条ではきっちり対応について説明を加えている。「岩の上」の「上」から「上宮」、「小猿」の「猿」から「木・木」から「林（臣）」、「米焼く」の「米」からおそらくは山背王の妃の「舂米」女王（山背王の庶妹、聖徳太子の娘（『法王帝説』）へ、そこから「上宮を焼く」などの連想は、強引ではあるものの結びつかない連想ではない。「山羊」はカモシカのことという。カモシカからその「毛」を連想し、それを山背王の頭髮に結びつけるのは、それが事実かどうかは論外として、ありえない連想の環ではない。

これに対して皇極二年六月三日条の猿の歌は、どうで

あろうか。歌の意味は文学大系本『紀』の頭注にあるように、「向こうの山の男の方の柔らかい手こそ私の手を取ってもいいけれど、まあ一体、こんなにひどく、ひびわれしたどなたの手が、私の手を取るのでしょうかの意」である。頭注は続けて「入鹿の荒々しい手が山背王を捕えたことを意味する。この歌も前兆的意味のあるものとして取入れられたが、本来は歌垣に立った女の歌だったのであろう」とする(二五七頁)。

猿の歌は、すでに引用したように『紀』では「此は是、数年を経歴て、上宮王らの、蘇我鞍作が為に、胆駒山に囲るる兆なり」という本文が付属する。頭注は、この本文に引かれて、「入鹿の荒々しい手が山背王を捕えたことを意味する」というが、本文にせよ頭注にせよ、どの部分から蘇我鞍作つまり入鹿が連想され、どの部分から山背王・上宮王らが連想されるのであろうか。歌の構成語句・構成要素は、「向つ嶺」、「立てる夫」、「柔手」、「我が手」、「裂手」であり、説明に登場する要素は「人」と「三輪山の猿」である。

「向(むか)つ嶺(を)」の「ムカ」から「ムクハラ(向原)」、「向原」から蘇我稲目の「向原」宅の連想はありえたとしても、入鹿の曾祖父稲目まで遡って入鹿を連

想させたとするのは無理があろう。

山背王殺害事件の前後に配された「童謡」の「小猿」からすれば、この条の「三輪山の猿」も、入鹿を暗示すると見るのが自然である。入鹿を暗示するとすれば、歌の意味は、入鹿が「柔らかい手」で欲迎してくれると思ったのに、「荒々しい手」が自分を襲ったということになる。これは当然に入鹿殺害事件のことを暗喩していることになり、皇極紀二年六月三日条は、本来この位置に配されることを予定された記事であるが、『紀』の編者が歌の暗喩を山背大兄殺害事件と間違えたと考えることもできる。

ただし、「三輪山の猿」が入鹿を暗示するというのは、あくまで「岩の上に 小猿米焼く」という歌の「小猿」からの連想である。「岩(いは)」が「石(いし・いそ)」の類語であり、「岩の上」が「石の上」で、「石の上」は「イソノカミ」であり、「イソノカミの小猿」と「三輪山の猿」は類似イメージであるとしても、別の歌の連想を借りなければ入鹿を暗示すると推定できないのは問題であり、「三輪山の猿」の歌はこれ単独では何ら具体的な寓意はない。逆にいえば、『紀』の説明のような形であれば、いかなる歌にでも、どのような事件であらうとも、

いかようにも結び付けうるのである。

いずれにせよここまでの考察の結果では、皇極紀三年六月三日条は、『紀』が掲げる年次を誤ったか、本文に歌の解釈を誤ったかであることになる。本条自体の追求は一旦おいて、本条は『紀』編者によって山背王殺害事件の予兆とされているので、同じく山背王殺害事件に係すると『紀』に解されている謡歌を含む、皇極三年六月是月条・皇極四年六月一三日条の三つの謡歌について項を改めてみていこう。

二 皇極紀三年六月一三日条の三首の謡歌

すでに引用したが、『紀』により山背王殺害事件と関連があるとされる謡歌は、第二の謡歌で次のようなものであった。

彼方（をちかた）の、浅野の雉（きぎす）、響（とよも）さず、我は寝（ね）しかど、人そ響（とよも）す歌について大系本『紀』の頭注は、「遠方の浅野の雉は声を立てて鳴く。自分は声を立てないでこっそり寝たのに、人を見つけてやかましくさわぎ立てるの意。下文四年六月条に、上宮の王らがおとなしく入鹿に殺されたが、

中大兄が代って仇を討ったことを表わすとある。本来は野中で女と寝た男の歌であろう」という（二五八頁）。

皇極紀四年六月一三日条の歌の解釈は、すでに前に引用したが、考察の便宜上再掲しておきたい。

第二の謡歌を説（と）きて曰はく、「その歌に『彼方（をちかた）の、浅野の雉（きぎす）、響（とよも）さず、我は寝（ね）しかど、人そ響（とよも）す』と所謂（い）ふは、これ上宮王らの性（ひととなり）順にして、都（すべ）て罪あることなくして、入鹿が為に害されたり。自ら報（むく）いずと雖（いへ）ども、天の、人をして誅（つゑ）さしむる兆（きざし）なり」といふ。

歌の構成語句・構成要素は、「彼方」、「浅野の雉」、「響す」、「我は寝」である。各要素と「上宮王らの性順」、「罪あることなく」、「入鹿が為に害」、「天の、人をして誅」の間には、どのようなつながりも、連想の手がかりも見出せない。すでに見たように、山背王殺害事件の「岩の上に小猿米焼く」の謡歌については、『紀』は歌の各構成語句・要素と、それが暗喩する事柄をそれぞれに対応させて説明していた。ところが入鹿殺害事件の謡歌三首については、ほとんど対応関係が示されない。

大系本『古代歌謡集』の頭注は、「響さず」を「トヨモサニ」として、「トヨモサニ我ハ寝シカドを、上宮の大兄の王がおとなしく入鹿に殺されたことを表わし、人ソトヨモスを、中大兄が代わって仇を討つことを諷している、と解釈したもの」という(二〇〇頁)。「トヨモサニ我ハ寝シカド」をどのように考えても、「上宮の大兄の王」や「入鹿」に結び付けることはできない。同様に「人ソ」を「中大兄ら」の結びつけることも不可能である。第二の謡歌は、『紀』に記されているような解釈には、結びつかないものといわざるをえない。

次に第三の謡歌についてみよう。皇極紀四年六月一三日条には次のようにある。

第三の謡歌を説きて曰はく、「その歌に『小林(をばやし)に、我を引き入れて、奸(せ)し人の、面も知らず、家も知らずも』と所謂(い)ふは、これ入鹿臣が、忽(たちまち)に宮の中にして、佐伯連子麻呂・稚犬養連網田が為に、誅さるる兆しなり」といふ。

この歌を最初に載せる皇極紀三年六月是月条の大系本『紀』の頭注に、「林の中に私を誘い込んで奸した人の顔も知らない、家も知らないよの意。下文四年六月条の末

尾に、入鹿が大極殿で佐伯子麻呂・稚犬養網田のために殺されたことを表わすとある。本来は歌垣などで見知らぬ男にさそわれて林の中で一夜を過ごした女の歌であろう」とある(二五八頁)。

大系本『古代歌謡集』の頭注には、「小林ニワレヲヒキ入レテセシ人を、大極殿に自分を引き入れて殺した人と解し、その人は誰だか分からぬという意味に解した。佐伯の子麻呂、稚犬養の網田は共に中大兄の命を受けて、入鹿を切った人」とある(二〇〇頁)。

歌の構成要素は、「小林」、「我を引き入れ」、「奸し人」、「面を知」、「家を知」である。この構成要素のどこからも、「入鹿の誅殺」、「佐伯子麻呂・稚犬養網田による誅殺」を連想することはできない。むしろ逆に「小林」の「林」は、林臣つまり入鹿につながり、入鹿側に引き込まれて、被害を受けたと解することができる。そうすればこれは入鹿に被害を受けた山背王殺害事件の予兆記事いうことになる。

第一の謡歌をみよう。皇極紀四年六月一三日条は次のようになっている。

ここにある人、第一の謡歌を説きて曰はく、「その歌に『遙遙(はるはる)に、言(こと)を聞ゆる、島

の藪原」と所謂ふは、これ、宮殿（みや）を嶋大臣の家に接（ま）せて起（た）てて、中大兄、中臣鎌子連と、密（しのび）に大義を図りて、入鹿を戮（ころ）さむと謀れる兆なり」といふ。

皇極三年六月是月条の大系本『紀』の頭注は、「かすかに話し声が聞こえる、島の藪原での意。岩崎本のアクセント表記から、コトソキコユルは『言を聞ゆる』と解する。『琴を聞ゆる』の意ではない。この謡歌の趣旨は下文四年六月条に、中大兄が宮殿を島の大入鹿（入鹿）の近くに建てて、そこで中臣鎌足と入鹿討伐の密談をすることをさす。しかし、もともとは男女の密会の様子を書いた民謡といえる」とある（二五八頁）。

大系本『古代歌謡集』の頭注では、「中大兄が宮殿を島の大入鹿（入鹿）の家の近くに建てて、そこで中臣の鎌足と入鹿討伐の密談をすることの前兆である、との意。島の藪原からひそかに話し声が聞こえる、という歌詞をそのような事件に附会して解釈を加えたのである」とある（二〇〇頁）。

歌の要素は、「遙遙に」、「言を聞」、「島の藪原」である。「島の藪原」という要素から、「島」を、「島」から「嶋大臣」を連想し、「宮殿を嶋大臣の家に接せて起て

て」と連想を広げている。これらは一連の連想として、妥当性がある。ただし、大系本『紀』と大系本『古代歌謡集』の頭注がともに、「島の大入鹿」とするのは、まったく強引な解釈に過ぎず、何の根拠もない誤解である。

「嶋大臣」は、推古紀二八年是歲条などに見える蘇我馬子のことである。馬子については時の人から「嶋大臣」と呼ばれたという呼称起源物語が、推古紀三四年五月二〇日条に記されている。それによれば飛鳥川のほとりに家をかまえ、庭に池をつくり、池の中に嶋をつつたので「嶋大臣」と呼ばれたとある。「嶋大臣」は個人の営為によりその名が創出されており、その個人の蘇我馬子以外の人物をさすことはありえない。

もっとも「中大兄が宮殿を嶋大臣の家に接せて起て」ということは、ありえないことではない。中大兄の母方の祖母（皇極の母）が吉備嶋皇祖母尊、父方の祖母（舒明の母）が嶋皇祖母尊であり、ともに名に「嶋」を冠する。吉備嶋皇祖母尊か、嶋皇祖母尊が、嶋に邸宅を持っていた可能性は高く、そこを中大兄が利用したことも充分に考えられる。

ただし、「嶋」の「宮殿」すなわち「嶋宮」は、天武

即位前紀辛未年一〇月一九日条に吉野へ向かう大海人一行が嶋宮に御したとあるのをはじめ天武紀に五度、持統紀四年三月二〇日条にも見える。嶋と宮殿の結びつきであれば、天武紀以降が強い連想を生むといえる。

その上に、蘇我蝦夷・入鹿父子の拠点は、皇極紀三年一月条に「蘇我大臣蝦夷・兎入鹿臣、家を甘櫛岡に双べ起つ」とあり、同条に「また家を畝傍山の東に起つ。池を穿(ほ)りて城(き)となせり」とある。蘇我蝦夷は『紀』に初出の推古一八年一〇月九日条に、「蘇我豊浦蝦夷臣」とあり、舒明紀八年七月一日条と皇極紀三年三月条などに「豊浦大臣」とある。甘櫛岡は豊浦と同地域と見てよいから、蝦夷の拠点は当初から豊浦とみることができるといえる。

馬子の拠点の嶋は、蝦夷に伝承されたのではなく、蝦夷は豊浦に拠点を移した。そうだとすれば蝦夷の子の入鹿と嶋の関係は、さらに希薄であり、「島」から「嶋大臣」、「嶋大臣」から入鹿への連想は無理である。むしろ「島」から連想されるのは、「吉備嶋皇祖母尊」あるいは「嶋皇祖母尊」を通じて「中大兄」である。そうだとしても、そこから「中臣鎌子と、密に大義を図」や「入鹿を戮さむと謀」に結びつける契機は、何もない。

『紀』のように「島」から「嶋大臣」を連想するのであれば、「嶋大臣」の名は、山背王と田村王(舒明)が大王子継承をめぐり対立した舒明即位前紀の記事にも見える。山背王と田村王が対立した時は、「嶋大臣」のために蘇我氏一族こそって造墓のために墓所に宿っていた。山背王を推す蘇我境部臣摩理勢は、蝦夷の態度に反発して墓所を立ち去り、結局は滅ぼされた。「嶋大臣」からの連想とすれば、このように、むしろ山背王殺害事件あるいは舒明即位時の摩理勢殺害事件との関連が密接である。

以上、皇極紀三年六月是月条に流行が記され、皇極紀四年六月一三日条にその暗喩が解かれている謡歌三首を検討した。三首ともに入鹿殺害事件の暗喩であると考えられる点はまったくなく、むしろ第一の謡歌は山背王殺害事件との関連さえ指摘できる。『紀』は第二の謡歌を根拠がないにもかかわらず、山背王殺害事件との連関に触れた解釈を述べている。つまり三首の謡歌は、むしろ山背王殺害事件との関連がうかがわれ、入鹿殺害事件との関連は謡歌の構成要素からは指摘できないのである。

このことと前項に指摘した三首の謡歌の流行を記す条の直前には、配置を無視した山背王殺害事件の予兆であ

ると『紀』が解釈する歌が配置されていることを合わせ考えれば、計四首の謡歌は本来は山背王殺害事件の予兆を示すものであった可能性が高い。もっとも、四首を山背王殺害事件関連としても、四首とも歌の構成要素と山背王殺害事件との関連は希薄であり、何とでも解釈できるような謡歌を記しているに過ぎないものである。

そのような無意味な謡歌を無理やりに、皇極紀三年六月是月条と皇極紀四年六月一三日条に配置した『紀』の意図を考えてみたい。

まず謡歌の解釈を皇極四年六月一三日条に記したことは、謡歌が暗喩する事件が六月一三日をもって終結したことを印象付けるためである。つまり六月一二日に発生した入鹿殺害事件は、翌日をもって終結したと印象付けたいのである。そうして謡歌の流行を皇極三年六月是月としたことは、謡歌の流行ということで一般に何か大きな事件が起きそうだという予感が広まったのは、約一年前のことであったという位置付けをする目的からである。このことはもちろん、さらに前々から蘇我蝦夷・入鹿が大王位を危うくするような敵対行為があったという記述を妨げるものではない。入鹿殺害事件の原因は古くからあればあった方が望ましいからである。

皇極紀二年一月一日条の山背王殺害の記事は、謡歌の解釈で終わっており、その謡歌の発端記事は約一月前の皇極二年一〇月一二日条に記されている。入鹿が独裁的な権力を握ったことは、その直前の一〇月六日条に記される。さらに山背王と蘇我蝦夷・入鹿の対立の記事は、皇極三年是歳条にまとめて記されている。項を改めて皇極元年是歳条をみておきたい。

三 皇極紀元年是歳条

是歳条は、次のようになっている。

蘇我大臣蝦夷、己が祖廟（おやのまつりや）を葛城の高宮に立てて、八佾（やつら）の舞をす。遂に歌を作りて曰はく、

大和（やまと）の 忍（おし）の 広瀬（ひろせ）
を 渡らむと 足結（あよひ） 手作（たづく）り
腰作（こしづく）らふも

また尽（ふつく）に 国挙（くにこぞ）る 民、并て百八十部曲を發して、予め双墓を今来（いまき）に造る。一つをば大陵と曰ふ。大臣の墓とす。一つを小陵と曰ふ。入鹿臣の墓とす。望（ねが）はくは死（みま

か)りて後に、人を勞(いたは)らしむること勿れ。更に悉(ことごとく)に上宮の乳部の民を聚(あつ)めて(乳部、これを美父といふ)、瑩桃所(はかどころ)に役使(つか)ふ。ここに上宮大娘姫王、発憤(むっか)り歎きて曰はく、「蘇我臣、専(たくめ)國の政を擅(は)しきまま)にして、多に行無礼(いやなきわざ)す。天に二つの日なく、國に二の王なし。何に由(よ)りてか意の任(ま)ま)に悉(ことごとく)封(よ)さ)せる民を役(つか)ふ」といふ。これより恨を結びて、遂に俱(とも)に亡されぬ。

この条は、蘇我蝦夷が中国風の祖廟の祭を行ない、中国の天子の特権である八佾の舞を行ない、一族を誇る歌を作らせたとして、蝦夷の専権を印象付ける。これが何らかの裏づけのある史料なのかどうかはすでに触れたことがあるので、ここでは問題としない。国こぞる民、多数の部曲の徵発も同じで、専権を印象付けるものである。山背王一族との対立の発端は、蝦夷と入鹿の壽墓の構築に上宮の乳部を使用したことに発するとある。

『紀』の記事としての最大の問題点は、「これより恨みを結びて、遂に俱に亡されぬ」という部分にある。大系本『紀』の頭注は、「俱に」に注して「四年六月条の事

件をさす」とする。四年六月条の事件とは、入鹿殺害事件のことである。「俱に」のもう片方が上宮王家滅亡すなわち山背王殺害事件であることはいうまでもない。

「遂に俱に亡されぬ」という記述は、事件の客観的な記述ではなく、『紀』の上宮王らと蝦夷・入鹿の対立に対する評価である。すなわち『紀』は、山背王殺害事件を単独でとらえるのではなく、入鹿殺害(蝦夷滅亡)事件までが一つの事件であるというとらえ方をすることをこの条で宣言しているのである。

この『紀』の立場からすれば、上宮王家滅亡すなわち山背王殺害事件は、入鹿殺害(蝦夷滅亡)事件の予兆的な位置付けであることになる。本稿の第一項で、山背王殺害事件の約半年後の皇極紀三年六月三日条に、志紀上郡が三輪山の猿が歌を歌い、その歌は「数年を経歴て、上宮の王等の、蘇我鞍作が為に、胆駒山に囲まれる兆なり」とある記事は、『紀』が掲げる年次を誤ったか、本文に歌の解釈を誤ったかであることは疑えない、と述べた。客観的に皇極紀を読んでいく限り、こうした結論にならざるを得ないが、『紀』の立場からすれば、山背王殺害事件は入鹿殺害事件の予兆なのであるから、山背王殺害事件に関する記事は、入鹿殺害より前にあれば、ど

こであるうとその位置は正当なのである。

山背王殺害事件が入鹿殺害事件の予兆的な位置をしめることは、山背王殺害事件を記した皇極紀二年一月一日条の次の部分が、何よりもよくその事情を物語っている。

蘇我大臣蝦夷、山背大兄王等、総（すべ）て入鹿に亡されるといふことを聞きて、瞋（いか）り罵（の）のしりて曰はく、「噫（あ）、入鹿、極甚（はなは）だ」愚癡（おろか）にして、専（たくめ）行暴悪（あ）しきわざす。備（い）が身命（いのち）、また殆（あ）やふ）からずや」といふ。

山背王殺害を聞いた蝦夷は、おまえの生命は危くなつたと入鹿を罵つたとあり、蝦夷が入鹿殺害を予告していることになり、入鹿殺害事件の予兆をなすのである。

四 物語の構成と不完全な記事

山背王殺害事件は、前項の冒頭で引用したように、皇極紀元年是歳条に総合的な発端記事があり、皇極紀二年一月一二日条に謡歌が行なわれた記事があり、一月一日条に入鹿による山背王攻撃から王の自殺にいたる事

件に関する一括記事があり、その末尾を謡歌の解釈で締めくくる。直接に山背王殺害をテーマとする物語としては、以上で完結した構造を持つ。

一方、入鹿殺害をテーマとする物語を考えると、総合的な発端記事は皇極紀三年一月一日条である。この条は、「中臣鎌子連を以て神祇伯に拜（め）す」に始まり、鎌子と軽皇子の出会いと親交、鎌子と中大兄の法興寺の蹴鞠のエピソードを含む出会いと親交、鎌子の推薦による蘇我倉山田石川麻呂の娘と中大兄の結婚譚を含む出会いと親交、鎌子の中大兄への佐伯連子麻呂と葛城稚犬養連網田の推挙まで、入鹿殺害派の主要メンバーの一覧的記事となつている。この記事の約半年後の皇極紀三年六月是月条に謡歌三首が配され、入鹿殺害と蝦夷滅亡を記した後には謡歌三首の解釈を配している。

物語自体の配置としては、「総合的な発端記事」――「予兆の謡歌」――「事件」――「事件の事後の謡歌の解釈」という形で、両者に共通性が認められる。これと前項で検討した『紀』の「遂に俱（とも）に亡されぬ」という両物語の関係性の評価を合わせ考えれば、山背王殺害物語の構成をなぞる形で入鹿殺害物語が構想されたと考えられる。ただし、それが成功しているかといえ、謡歌

について分析したように、山背王殺害物語の謡歌は、歌の構成要素と暗喩が対比関係を持つのに、入鹿殺害物語では歌の構成要素と暗喩の間に何らの対応関係が持たされていらないなど、未完成の要素が強い。

この未完成の要素なり、不完全な要素なりは、謡歌に限るものではない。入鹿の殺害を描く皇極紀四年六月一二日条には、多くの不完全な記述がある。この条は、皇極が大極殿に御し、古人大兄もその場に待っていた、というところから記事が始まる。そこへ入鹿が入ってくるのであるが、入鹿が昼夜劔を持っているので、鎌子は俳優に教えて入鹿の劔を解かせた。入鹿は笑いながら劔を解き、殿に入り座についた。倉山田麻呂が三韓の表文を読み上げ始めた。この時、中大兄は一時に一二通門を閉めて、殿への出入りを禁止し、通門の護衛を一所に集めてものを授与した。さらに中大兄らの行動とその場の状況は、次のように記されている。

時に、中大兄、即ち自ら長き槍（ほこ）を執（と）りて、殿の側に隠れたり。中臣鎌子連ら、弓矢を持ちて為助衛（るまも）る。海犬養連勝麻呂をして、箱の中の両つの劔（たち）を佐伯連子麻呂と葛城稚犬養網田とに授けしめて曰はく、「努力努力（ゆめ

ゆめ）、急須（あからさま）に斬るべし」といふ。子麻呂ら、水を以て送飯（いひす）く。恐りて反吐（たまひいだ）す。中臣鎌子連、噴（せ）めて励（はげま）しむ。倉山田麻呂臣、表文を唱（よみあ）ぐる。こと將（まさ）に尽きなむとすれども、子麻呂らの来ざることを恐りて、流（い）づる汗身に浹（あまね）くして、声乱れ手動（わなな）く。

殿の側では中大兄が長槍を持って隠れ、中臣鎌子が弓矢を持って中大兄を守っている。ここまでは問題がない。次にどうして突如、海犬養勝麻呂が登場し、箱の中の二本の劔を子麻呂と網田に渡すのであろうか。海犬養勝麻呂に命じて劔を子麻呂と網田に渡させたのは、「使海犬養連勝麻呂、授箱中両劔於佐伯連子麻呂与葛城稚犬養連網田曰」という文の構造上からして鎌子であり、「曰」の主体、つまり「ゆめゆめあからさまに斬るべし」と告げたのも鎌子である。鎌子は一方では弓矢を持って中大兄を守り、その一方で劔を子麻呂らに授けさせて「あからさまに斬るべし」と命じている。不可能なわけではないが、殿の側ではじめて劔を子麻呂らに授けし、「あからさまに斬るべし」と命令するというのは不自然である。暗殺に使用する道具は、前もって扱いに慣れておくのは

当然であらう。

さらに、次の子麻呂らが水で飯を飲み込み、緊張のあまり吐き出し、鎌子に励まされた、というのは弁明の余地なく不可思議な記述である。殿の側に隠れているのは、機会を得て、殿の中に踏み込み、入鹿を殺害するためである。その殿の側でいかなる形であれ、食事をすることなどありうるはずがない。

いかに考えても不自然なこれらの記述は、『紀』⁽⁴⁾ではなく、『家伝上(大織冠伝)』でもほぼ同文である。

ここにおいて中大兄、衛門府に命じ、一時に俱(とも)も)に一二通門を閉ざす。時に、中大兄、自ら長き槍を執りて、殿の側に隠れたり。大臣、弓矢を持ちて為翼衛(あまも)る。箱の中の兩つの劔を佐伯連古麻呂・稚犬養連網田に授けて曰はく、「努力努力、一箇(いっこ)に打ち殺すべし」といふ。水を以て送飯す。咽せて反吐す。大臣、使を噴(せ)めて勸(つと)め励(はげま)しむ。山田臣、表文の将(まさ)に尽きなむとすれども、子麻呂らの来(き)ること(ま)を恐りて、流(い)づる汗身に浹(あまね)くして、声乱れ手動(わなな)く。

『家伝・上』では、鎌子が自ら箱の中の劔を古麻呂(子

麻呂)と網田に授与した点が『紀』とは異なるものの、「水を以て送飯」とか「反吐」とかは一致する。子麻呂らへの劔の授与と、食事の供給は、三韓の表文の読み上げが行なわれていとされいている殿の側の場面ではなく、別の場面が混入したと解さざるを得ない。

主要な流れを追っていくと、山田麻呂が汗を流し声が乱れ手がわなないているのを見て入鹿は、その理由を問う。山田麻呂は、天皇に近いので不覚にも汗が流れたと応える。中大兄は子麻呂らが入鹿の威に押されて進めないのでを見ると、「咄嗟(やあ)」と声をかけて、子麻呂らとともに入鹿に切りかかった。その後の状況を原文で引用しておく。

入鹿驚きて起つ。子麻呂、手を運(めぐら)劔を揮(ふ)きて、その一の脚を傷(やぶ)りつ。入鹿、御座(おも)に転(まろ)び就(つ)きて、叩頭(のみ)て曰さく、「まさに嗣位(ひつぎのくらゐ)に居(ましま)すべきは、天子(あめのみこ)なり。臣(や)つこ)罪を知らず。乞(こ)ふ、垂審察(あきらめたま)へ」とまうす。天皇大いに驚きて、中大兄に詔して曰はく、「知らず、作(す)る所、何事ありつるや」とのたまふ。中大兄、地に伏して奏して曰さく、

「鞍作、天宗（きみたち）を尽し滅して、日位（ひつぎのくらゐ）を傾けむとす。あに天孫（すめみま）を以て鞍作に代へむや」とまうす。〈蘇我臣入鹿、更（また）の名は鞍作〉。天皇、即ち起ちて殿の中に入りたまふ。

切りつけられた入鹿は驚いて座から起ちあがった。子麻呂が手を伸ばして劔を揮い、入鹿の片脚に切りつけた。入鹿は転びながら皇極にすがりつき、頭を下げて自分は無罪なので事情を糾明してほしいと告げた。皇極は驚いて中大兄に、どのような事情なのかとたずねた。中大兄は地に伏し、入鹿は天皇の血縁者を滅ぼして、天皇の血統による継承を廃止させようとしており、天皇の血統を入鹿に代えるわけにはいかない、と述べた。天皇は、起ち上がると殿の中に入った。

引用部分の大意はこのようになる。問題にしたい点は、入鹿が切りつけられた舞台はどこか、ということである。殿の側に中大兄らは隠れていた。子麻呂が入鹿の威を恐れて進まないの、中大兄が声をあげて、子麻呂とともに入鹿に切りかかったというのだから、中大兄らは殿の中に踏み込んだと理解するのが自然である。入鹿はそこで、つまり殿の中で皇極にすがりつき、事情の糾明を求

め、皇極は中大兄に事情の説明を求め、中大兄は地に伏して事情を説明したのであり、これも舞台としては殿の中である。ところが中大兄の説明を聞いて皇極は、「天皇即ち起ちて殿の中に入りたまふ（天皇即起入於殿中）」のである。『家伝・上』でも「天皇、起ちて殿の中に入りたまふ（天皇起入於殿中）」である。

もちろん「殿の中に入る」を、ある殿舎から別の殿舎に移ったと理解できなくはない。しかし「天皇即起入於殿中」に直接続くのは次の記述である。

佐伯連子麻呂・稚犬養連網田、入鹿臣を斬りつ。この日、雨（あめ）下（ふ）りて、潦水（いさらみず）庭（おほば）に溢（いは）り。席障子（むしろしとみ）を以て、鞍作が屍に覆ふ。

普通に読み進めれば、子麻呂と網田が入鹿を斬り殺し、雨が降って庭に水が溢れており、入鹿の屍は粗末なムシロの類で覆われた、となる。入鹿が斬り殺されたのは、庭であることになり、入鹿が襲われた場所は殿の中ではないとも考えられる。入鹿は殿の中ではなく庭で襲われたとすれば、皇極が事件終了後に「殿の中に入」ったという記述も不自然でなくなる。

また、この日に雨が降ったとあるのは、この日のいつ

からのことか不明である。殿の側で中大兄らが隠れていた記述には、雨のことは見えない。『家伝・上』は、「この日、雨下りて、潦水庭に溢めり。席障子（むしろしとみ）を以て、鞍作が屍に掩ふ」と『紀』の「覆」の字が「掩」になり、「屍」の後に「也」が付くだけの違いであるが、『家伝・上』はさらに続けて、「時のひと論ずるに、以て天の逆を誅するに応ずと為す」とする。

『紀』の入鹿殺害物語の構成は、『紀』の山背王殺害物語の構成に似ると述べたが、『紀』の山背王殺害物語には、山背王らが自殺をした時に、五色の幡蓋、種々の伎楽が空に現れたが、入鹿が見ると黒雲に変じて見る事ができなかったという天変譚が付されている。それと對比すれば入鹿殺害時の「雨」も、『家伝・上』の「時のひと論」をさらに拡大して何らかの寓意を持たせようとしたものかもしれない、事実かどうかは疑問である。

まとめにかえて

入鹿殺害の直前の場面に戻ると、山田麻呂が三韓の表文を読んでいる殿の側に、中大兄、鎌子、子麻呂、網田らが隠れていた。山田麻呂と三韓の表文の読み上げ役と

の関係については、皇極紀三年六月八日条に次のように記されている。

中大兄、密に倉山田麻呂臣に謂（かた）りて曰はく、「三韓の調を進（たてまつ）らむ日に、かならず將（まさ）に卿をして、その表を読み唱（あ）げしめむ」といふ。遂に入鹿を斬らむとする謀（はかりごと）を陳（の）ぶ。麻呂臣、許し奉る。

『紀』では中大兄は、三韓の進調の日には、その表文を山田麻呂に読み上げさせると伝え、入鹿を斬る謀を伝えた。

『家伝・上』では、次のように記されている。

後岡本天皇の四年、歳次乙巳の夏六月、中大兄、許（いっ）りて三韓の上表と唱（とな）へ、時の人、以て信（まこと）に然（しかり）と為す。ここにおいて山田臣に謂りて曰はく、「三韓の表文は、公をして読み白さしむ。その意に乗じて、入鹿を殺さむとす」といふ。山田臣、これを許す。策、既に定まれり。

『家伝・上』では、あらかじめ中大兄が三韓の上表があるとの虚偽の情報を流し、人々がそれを信じた。その上で中大兄は、山田麻呂に三韓の表文を読み上げる役とし、

その儀式の緩みに乗じて入鹿を殺害すると伝えた。『紀』と『家伝・上』とでは少し状況が異なるが、中大兄が山田麻呂に三韓の表文を読み上げる役を割り振るという点では一致している。

ところで、すでに第四項に引用したように、山田麻呂が三韓の表文を読みあげている『紀』では「大極殿」・『家伝・上』では「殿」の中には、中大兄は列席していない。儀式の場に列席していないような人物が、儀式の役割を割り振ることは想定しがたい。儀式での役割を指示できるのは、儀式を進行させる責任ある立場にある人間であり、殿の側に隠れて機会をうかがうような立場の人物ではありえない。

その上に何よりも、中大兄が「三韓の表文」の読み上げ役を決定できるような存在であれば、自らが表文を読み上げればいいのであり、その方が入鹿殺害の機会を確実に指示することができる。

それでは、「三韓の表文」がなかったとすれば、皇極、古人大兄、入鹿、山田麻呂はどのような理由で一堂に会したのであるうか。六月一三日条には、蝦夷が殺害されるに際して「天皇記・国記」や珍宝を焼き、船患尺が焼かれる「国記」を取って中大兄に捧げたこと、蝦夷と入

鹿の屍を墓に葬ることが許されたこと、蝦夷と入鹿の追悼の喪を許したこと、三首の「謡歌（わさうた）」の解釈などが記されている。最後の三首の謡歌の解釈が長文である以外は、短文の記事群であり、三首の謡歌は入鹿殺害関連のものかどうか疑わしいものであった。これを除けば六月一三日条は、淡々と蝦夷の誅殺、誅殺後の蝦夷と入鹿の遺骸に対する処遇を記し、六月一四日条の軽王（軽皇子）への讓位につながる。

『紀』のこの順序からして、皇極、古人大兄、入鹿、山田麻呂の参集の理由は、大王位の継承問題にあったと見ることができ⁵⁾。

もちろん入鹿が召集したものであり、古人大兄への生前の継承について何度か行なわれた相談のなかの一度であった。山田麻呂が召集されているのは、推古死後の大王位継承をめぐり、田村王（舒明）と山背王の推挙について、一族が分裂し境部臣摩理勢を殺害せざるをえなかった過去に学んだもので、あらかじめ蘇我一族の分裂を予防するためであ⁶⁾った。

入鹿らの参集の理由が大王位の継承にあったことについては、『家伝・上』の方が謡歌などを採用していないだけ簡明にその事情をうかがわせる。『家伝・上』は皇

極即位のころに、鎌子は軽王に重用され常人に異なる扱いを受けて感激し、軽王の舎人に次のように語ったと記す。

殊に厚恩を蒙ること、まことに所望に過ぐ。豈、汝の君をして帝皇になすことなからんや。君子は食言せず、遂にその行を見よ。

そうして入鹿を殺害し蝦夷を滅ぼした後、皇極の軽王への讓位の部分に次のように記す。

帝、策書を以て、位を軽皇子に禪（ゆず）る。これ、天万豊日天皇為（た）り。実には大臣の本意なり。識者、云ひて、「君子は食言せず。今日に見るなり」といふ。

すなわち『家伝・上』は入鹿殺害物語の鎌子の活躍のはじまりと終わりに、「君子不食言」の語を配して軽王の王位奪取の物語への鎌子の終始一貫した援助の話であることを明示しているのである。

それが『紀』・『家伝・上』に現在見られるように、中大兄と鎌子を主人公とする入鹿殺害物語に書き換えられた。軽王らによる入鹿殺害物語の方は、当然のことながら痕跡さえも残さない形に書き改められた。「三韓の表文」を入鹿殺害の契機としたのは、中大兄（天智）の時

期の最大の国家的な危機である白村江敗戦が、きわめて強い印象として貴族層の記憶に残っていたためである。入鹿殺害事件をめぐる『紀』の記載については、まだまだ検討すべき部分は多い。後日を期したい。

注

(1) なお、方法は異なるがまったく同じ時期を対象とした先行業績に、遠山美津男『乙巳の変』の再構成——大化改新の新研究序説——（一九八九年・『学習院大学文学部研究年報』三五（後に遠山美都男『律令制国家成立前史・古代王権と大化改新』・一九九九年一月・雄山閣出版に所収）がある。遠山氏はこれをもとに『大化改新——六四五年六月の宮廷革命——』（一九九三年二月・中央公論社・中公新書一一一九）を出版しておられる。

(2) 坂本太郎校注『日本書紀』（一九六五年七月・岩波書店・日本古典文学大系六八）

(3) 土橋寛・小西甚一校注『古代歌謡集』（一九五七年七月・岩波書店・日本古典文学大系八）

(4) 本稿で使用した『家伝・上』は、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『藤氏家伝——鎌足・貞慧・武智麻呂伝——注釈と研究』（一九九九年五月・吉川弘文館）の「影印編」によりつつ、文字を現代の通用字とした。また、『紀』と『家伝・上』（大織冠伝・鎌足伝）との関係に

ついでには、坂本太郎『大化改新の研究』（一九三八年六月・至文堂）の古典的な言及以来、横田健一『藤原鎌足伝研究序説・「大織冠伝と日本書紀」』（同、『白鳳天平の世界』（一九七三年九月・創元社））など多数の業績がある。近年の矢島泉『家伝』の資料性は従来考えられてきた以上に、『家伝』独自の史実は少ないという（沖森ら『藤氏家伝』（前掲））。

(5)

事件の結果から事件の様相は判断できるとして、入鹿

(6)

殺害事件を孝徳と山田麻呂が中心となって起した政変と見る見方をとるものに、篠川賢『飛鳥の朝廷と王統譜』（二〇〇一年七月・吉川弘文館・歴史文化ライブラリー一二二）などがある。

蘇我氏の内部分裂については、加藤謙吉『蘇我氏と大和政権』（一九八三年二月・吉川弘文館）などがある。